中世・日鮮交渉と高麗版蔵経

――大和・円成寺栄弘と増上寺高麗版――

堀池春峰

【要約】応仁・文明の乱は寺社の炎上と復興が相継ぎ、国内勧進の困難と高麗版大蔵経に対する憧憬から、更に貿易の利潤を求めて、李朝々鮮に高麗船が派遣せられた。応仁・文明年間に当る成宗朝にあつては、儒教立国を政治の方針としていたが為に、大蔵経は有害無益のものであり、日本の使節に引出物として回賜する事は政治の基本方針にも一致し、大国としての襟度を示すものであつた。かかる大蔵経輸入の典型として文明一四年の円成寺勧進船がある。円成寺再興にともなう大蔵経輸入は、大和東北山中の土豪狭川氏より出た栄弘により将来され、当時の船中における米銭の散用状断簡が「大蔵請来二合船残録」として現存し、入鮮のコースがほぼ明かにされる。この大蔵経は幸にも現在東京・増上寺に秘蔵されているもので、文明年間に於ける将来された本蔵の経歴を示す希有の例といえる。

一　序　言

一五世紀に於ける日鮮交渉と高麗版蔵経輸入に関する研究は、既に先学によつて多くの研究成果がものされ、高麗版（以下麗版と略称）蔵経が我国の対鮮貿易史上に重要な比重を占めていた事が明らかにされ、又現に李朝実録等によつてても明白に窺う事が出来る。応永年間のみに於ても麗版大蔵経を李朝に要請した例は実に二〇回にも及び、その中回賜せられたものが八部にも及んでいる（『歴史地理』七二ノ二・竹内理三氏「中世寺院と外国貿易」）。又正長元年（一四二八）から嘉吉三年（一四四三）に至る一六年間に大般若経の求請が九例で回賜されたものが五部、大蔵経は四例で回賜

せられたものが中国版を合せて三部に及んでいる（田中健夫氏著『中世海外交渉史の研究』八一頁参照）。以後に於ても我国使や豪族によつて求請せられた大蔵経は多数にのぼるのであるが、世宗七年正月（応永三二年、一四二五）には我国のこの様な求請の傾向を察して、朝鮮国内の寺々で所蔵している経典・板木等の員数を登録して、その要請に対処せんとしているし（世宗実録二八）、世祖三年（長録二年、一四五八）には海印寺に於て大蔵経五〇部を印版して、各道の名刹に安置している（世祖実録八）。かかる傾向は我国の高麗版蔵経に対する要求の程度と、麗版が当時日鮮貿易の重要な目的の一つであつた事を示しているといつてよい。翻つて我国に現存する麗版大蔵経は、慶長四年三月石田三成によつて高野山に施入せられた六、〇二七帖に及ぶものや、京都・南禅寺一切経の一部にも残されている。これ等は曾て田山方南氏を主査とする調査によつて、その全貌が明かにされ、現に重要文化財に指定され、私も調査の一席をけがした事があつた。

特にこの麗版大蔵経は一一世紀の義天の開版以来、その学問的宗教的な価値が宋版と比肩して重要視され、一衣帯水の朝鮮に麗版を求請する傾向が著しくなつた事も、室町時代に於ける社寺の回録と再興にともなつて生起した現象の一つであろう。然し宋版にしろ麗版にしても、我国に現存する蔵版の全ては、その輸入伝来の由緒が詳かでないといつて過言ではない。史書に明記せられているものでも、それは既に焼亡散失しているとか、現存していても、何時輸入せられたものか明確を欠く実情である。

さて旧夏、奈良県文化財保存課の委嘱を受けて、奈良市忍辱山町（旧添上郡大柳生村忍辱山）の巨刹円成寺解体修理にともなう落書の調査を行つた処、明応・永正・慶長・元和等に及ぶ夥しい落書と共に、既に大日本史料に収録せられている「大蔵請来二合船残録」と仮題せられた文明一三年の麗版輸入に関する渡航日記の散用状の断簡の存在を確認するに至つた。この円成寺麗版蔵経が現在東京の増上寺にある一切経六千余巻である事は、増上寺側の史料である文政二年五月（一八一九）の三縁山志にも、つとに明記するところであり、一部の識者には知られていたが、それが何時輸入せられたものであるか、又如何なる人により行われたかは詳かにせられていない。

幸にもこの二合船残録と名付けた散用状断簡、落書や円成寺所蔵文書、更に円成寺と殊に中世以降密接な関係を保持して来た狭川家系図、或は成宗実録・続善隣国宝記等によつて増上寺に現存する麗版一切経輸入の経過を明かにし得るに至つた。

本稿に於いてはこれ等の資料を紹介しつつ、応仁以後文明年間における日鮮貿易に占めた麗版輸入の実情を再考し、円成寺の麗版輸入の経過と、更にそれが東武・増上寺への移動について考察してみたいと思う。

二　成宗朝に於ける通交貿易者

元来朝鮮と我国との交渉は、朝鮮の地理的文化的関係上、大陸中国との中繼的な性格をもつていたし、貿易に於いても中国に比べて第二次的なものであつた事は古来より我国の伝統的な方針であつたことは申す迄もなかろう。

李朝朝鮮との交渉において大蔵経が我国に将来輸入せられた嚆矢は、何んといつても太祖四年七月（応永二、一三九五）に九州探題今川了俊が朝鮮の使節を回送していつた時に、大蔵経に対する謝礼を述べている点をみると（太祖実録八）、太祖の使節金積善等が修交の引出物として今川氏に大蔵経一蔵を贈つた史実が最も古い例といわねばならない。[1] 更に遣明船のように寺院再興の為の貿易船として最初に史書にあらわれたのは、足利幕府が建仁寺修営のために派遣した建仁寺勧進船であろう。善隣国宝記には、康正二年（一四五六）の事とし、申叔舟の海東諸国紀には康正元年のこととしているが、いずれにしろ建仁寺船がその最初であつた。この時、我国は金粧屏風二張・紅漆木椀・綵画扇・大刀・提子等を贈り、その返礼に麗版大蔵経・綿紬等をはじめ豹皮・虎皮や薬材と共に銭一万貫の寄進をうけている（世祖実録七、世祖三年三月）。以後寺院勧進船は遣明船派遣の争奪等に比べて、地理的にも一衣帯水の李朝朝鮮に盛んに派遣せられ、特に応仁の乱を契機として、名刹霊山の焼亡と、それに伴う内典の焼失等によつて大蔵経の朝鮮への求請の例は、応永から嘉吉に至る年代に占めた数をもしのぐ程であり、特に李朝成宗九年正月（一四七八）、大内政弘が朝鮮の危機に当つては軍兵一万を派遣する由を申入れて、特産の綿紬一万匹を乞うた時[2]の李臣の評言によると、

日本国大臣如大内殿者非一、曰京極、曰畠山、曰山名、曰武衛、

曰細川仮使人々、皆托事為辞、以求物貨則其可悉従乎。

と喝破し、更に日本国王の答書には国王が、諸豪族に対しては礼曹等がその格に応じて解答する事を助言しているが（成宗実録巻八八）、この一例によつても足利将軍を始めとする諸豪族が、屢々朝鮮に使者を派遣して財貨を求めた事が明らかであろう。

勿論かかる我国の諸豪族の使節に対して、李朝の対応は夫々の豪族の地位・勢力等によつて違つていた事は当然であつた。単的に示すものとして、成宗八年正月丁未（八日）に李朝が日本国通信使派遣の事目を定めたが、その対象となつたのは、国王である足利将軍・管領・左武衛（斯波）・大内・畠山・京極・山名・大友・小弐を始め、地方小豪族ともいえる壱岐佐志・松浦志佐・対馬太守宗氏の一二氏を算える事が出来る（成宗実録巻七五）。又同一〇年正月にも日本国通信使の派遣が企てられんとした時、修交の対象となつたものは、足利将軍（国王）・大内・左武衛・小弐・壱岐佐志源義・九州松浦志佐源武・対馬太守宗貞国の九氏であり、この年には大内氏が一躍将軍の次にその名をつらね、斯波・畠山は同格、源義と源武は同格にあつかわれている（成宗実録巻百）。この史実は戦国時代の我国の豪族の興亡盛衰が、李朝によつて明確に把握されていた事を証するものであり、修交の対象となつた豪族が一応十指をもつて数えられていた事実を示すものである。この事は既に成宗二年八月（文明三、一四七一）我国諸州の使客人の過海糧を三等に改正し、対馬島五日・一岐島十五日・九州は二十日の食糧を給与したのであるが、日本国王使節や京都在住の諸大臣と琉球国使等は九州日数の如く二〇日分を給与し（成宗実録巻二）、又九月には使節の上京人数の人員を改正している。これ等の諸史実は一応十指で数えられた国王・大官や守護大名の使節は、他の地方豪族のそれとは明らかに区別して待遇せられていた事を示すものである。

いま成宗実録の中から成宗二五年の在位中にあらわれている日鮮交渉の記事を拾つてみると、先帝世祖以来の我国使船の渡航がひき続き保持せられている事が認められる。田中説を踏襲して[3]遣使の地域を分つて考えると、本土関係と推定せられる通交者は、

日本国王源義政・同源義材・管領畠山左京大夫源義勝・畠山右金吾督源義就・細川左吾頭持賢・左武衛将軍斯波義廉・京極源生

観・政所伊勢守政親(貞親)・山名小弼源教豊・京城奉行頭飯尾肥前守之種・京城住宗見駿河守源信忠・山城居住四川(州)伊予住人河野刑部大輔藤原教通・摂津兵庫津平方式部衛忠吉・同源忠能・播磨日向太守盛久・甲斐遠尾越濃四州大守源政盛・石見州藤原周布・同桜井津土屋賢宗・左近将監和兼・若州遠敷守護忠常・備後州支津代官藤原光吉・安芸州小早川美作守持平・武田信賢・同海賊大将村上備中守国重・長門州三島尉貞成・周防州大内多々良政弘・同山口居住大内進亮教之・同山口所司代杉河守源弘安・西海路防長二州守護代官陶五郎弘尚・本城源一・赤間関太守忠重・同関鎮守藤原忠秀・尾州太守源・山陰路隠岐州守護源栄熙の三四名と四国では阿波州鳴渡浦大将軍義直の名が見出せる。九州地方にあつては、その地理的原因と、応永外寇による一時的な対馬勢力の没落によつて生起した状態がなお継承せられているが、特に肥前国が多く、

肥前州太守源徳(上松浦神田能登守源徳)・肥前州下松浦山城太守源吉・左衛門源国吉・下松浦丹後太守源盛(成)・上松浦久野能登守頼永・鴨打源永・呼子一岐州代官源正・佐志源次郎・塩津留観音寺宗殊・同松林院源重実(源実)・塩津留助次郎源経・久野宝泉寺源祐位・松浦志佐一岐太守源義・三栗太守源満・肥前田平寓鎮弾正少弼弘・平戸寓鎮肥州太守源茂松・同源豊久・小城千葉介元胤(源胤)

があげられるが、その殆どは松浦党の一族と推定せられるほか、肥前国に属する壱岐・六島等の諸島にあつては、

一岐州代官牧山十郎源正・一岐州守護代官真弓兵部少輔源武・一岐州藤氏妻清理・浦海飯田出羽守源集・下松浦五島宇久守源勝・五島鳴島主源繁・大智賀島主兼尾州太守源幡・摩多羅島(馬渡島)主賊船大将軍源安光・海西路上松浦一岐州居住藤七三甫羅母理祐・上松浦九沙島主筑後守義永・同源次郎永氏・波多島源納・護軍三甫羅

の一四人をかぞえる事が出来る。即ち肥前と諸島及び壱岐関係の貿易通交者は三二人に及ぶわけである。この外九州諸国の通交者には、

関西路九州都元帥源教直・同源政教・太宰府都督司馬少卿頼忠・関西路筑豊肥三州捻太守太宰府都督司馬少卿藤原政尚・太宰府満城院住持良俊・小弐殿・関西路肥後州守菊池藤原為幸(為邦)・肥後通守菊池重朝・八代太守教信・豊州守源朝臣大友親繁・同大友八郎師能・豊後日田郡大守国光・同親常・橘氏立石右京亮国長・三河守源弘安・筑前州左衛門源国吉・博多城冷泉津尉田原藤原貞成・同藤原信重(平左衛門尉信重)・藤氏母・宗像郡知守氏郷・薩摩州日向守藤原盛久・伊集院寓鎮寓州太守藤原熙久・薩州

市木太守島津国久・関西薩摩三州太守島津忠国・薩摩州島津藤原持久・日向大隅薩摩三州守護代官忠次・同三州太守島津立久・古時其伍島主賊船大将軍藤盛

の二八氏に及んでいる。

これ等本州・四国・九州地域の通交貿易人に対して、日鮮貿易に特殊な位置を占めていたのは勿論対馬であつた。応永二六年（一四一九）六月の太宗による己亥東征即ち応永外寇により対馬は一時その地位を博多を中心とする北九州に奪われたが、嘉吉三年（一四四三）の正統癸亥条約によつて、対馬の地位は再確認せられ、朝鮮の東藩として五〇隻の歳遣船や歳賜米豆二〇〇石・文引発給の制度の締結等によつて、対鮮貿易上の地位は不動のものになつた事は事新しく述べる迄もない。成宗朝に対馬にあつて使節を派遣した者は、

対馬州太守（島主）宗貞国・関西路九州侍所宗彦八郎茂世・筑前対馬二州守護代官宗三郎茂家・西海島対馬州関処守秦盛幸・対馬州守護代官宗助六盛俊・上津郡追捕伯耆守宗茂次（続）・佐須郡代官石見守宗国吉・兵部少輔宗茂勝・越中守宗盛弘・宗四郎職盛・出羽守宗貞秀・宗大膳国幸・宗彦七貞秀・宗茂国・醒豆南無道山藤阿比留治部大夫茂国・国分寺僧住持崇睦・同新住持僧崇統・仁位郡信濃守宗盛家・同宗四郎職家・古河山城守家次・倭中枢平茂続・同平国忠・倭司正吾羅仇羅（五郎九郎カ）・同仇羅沙也・同文国助・倭司猛可文・同直次郎・仇郎・倭護軍井可文助藤原職家・同右四郎盛数・同宗家茂・同下天堂山宗可文老愁戒茂久・同早田彦八・同中尾吾郎・同皮古仇羅（彦九郎カ）・同皮古時羅・倭僉知平松而羅

貿易者地域別比較表

時代／地域別	太祖・定宗・太宗		世宗		海東諸国記		成宗		各朝合計	
	貿易者数	%	貿易者数	%	貿易者数	%	貿易者数	%	貿易者数	%
本州・四国	7	11.3	10	10.8	64	36.8	35	26.5	116	25.2
肥前・壱岐	27	43.6	24	25.8	39	22.4	32	24.3	122	26.3
九州	19	30.6	31	33.3	40	23.0	28	21.2	118	25.7
対馬	9	14.5	28	30.1	31	17.8	37	28.0	105	22.8
計	62		93		174		132		461	

の三七名にも及んでいる。島主宗貞国を棟梁として宗氏一族が強勢を誇つていた事は、成宗実録にも散見するが、対馬が日鮮交通の要路として歴史的枢要な地であつた事は今日に於いても変らない。今甚だ繁雑になつたが、日鮮交渉に新知見を発表せられつつある田中健夫氏の明示せられた太祖から世宗朝に及んでの出身地域別表を参照して④、成宗

二五ヶ年間の地域区分表を示すと右表の如きものになる。

この地域別比較表は単に貿易者数のみを抽出したもので、その個々の貿易通交の回数を欠くうらみがあるが、然し本表に於いても四地域に於ける大凡の貿易者数を推定し得るものと思われる。さて該表によつて知られる如く、成宗朝に於ける四地域の通交者数は、前時代の夫々にくらべて、その数に於いて余りに大きな懸隔が認められない事である。ただ海東諸国記に比較してみると世祖を中心とする時代よりは全般的にその差異を指摘し得るのは、本州地域の通交者数が少い事であるが、初期の太祖・定宗・太宗及び世宗朝に比較する時、成宗朝のそれは五倍或は三・五倍、%にして二・三倍前後の飛躍をみせている事であり、又世祖朝迄、その首位を譲つていた対馬が、他の地域を圧して頭角をあらわしている事は、嘉吉条約の締結によつて対馬勢力が漸く進出して来た事を立証するものであろう。事実宗貞国を中心とする貿易通交者の回数は、他の諸地域のそれに比較して圧倒的多数を占め、かかる実態は永正七年（一五一〇）の三浦の変まで継続したのである。

本州の貿易者の飛躍的な躍進は、寺院勧進等の遣明船が不振になつた応仁以後特に顕著にみられる現象であり、前朝より国王足利氏や守護大名等により求請された麗版大蔵経輸入も、成宗朝においてもなお盛行をみた事は必然的傾向であつたと思われる。しからば成宗朝に於ける我国の蔵経輸入の実態はいかがであつたろうか。この問題に対して私は一応我国と李朝成宗時代の対仏教政策について考えてみる必要があろうと思う。

三　日鮮の仏教政策

麗版大蔵経輸入に当つて先づ考察すべき問題は両国の仏教に対する政策が果して同一歩調をとつていたか、或は両者の間に大きな懸隔があつたかどうか、もし相違があればそれが我国の求請に対してどの様な影響を与えたか。即ち成宗朝の対仏教政策が我国の大蔵経輸入に対して如何なる反応を示したかの問題である。換言すれば成宗朝に於ける麗版大蔵経は為政者である成宗とそれをピークとする政府要路者よりどの様に考えられていたかである。この間の事情を考察するに当つて応仁以後の両者の仏教政策について一応考えてみる事にしたい。

応仁元年（一四六七）五月、細川・山名両氏によつて惹起された応仁・文明の乱は、文明九年一一月の一一ヶ年に及んでの攻防が京都を中心に展開せられ、やがて地方にも波及して動乱の社会を現出した事は衆知の事実である。この内乱の惨状は応仁記・応仁略記・大乗院寺社雑事記等により、その一班を窺知せしめる。権門勢家・名山仏閣等は殆ど灰燼に来し「応仁ノ一変ハ仏法王法トモニ破滅シ、諸宗皆悉ク絶ハテヌ」と慨嘆せしめた。[5] 幕府の被護にあつた古代的勢力の残存的存在であつた寺社に決定的な打撃を与えた事は否定出来ない。しかしその反面、戦国貴族である部将や智識階級の心のより処として仏神に深い信仰を有つ者も多かつた事は、一条兼良の「樵談治要」にも明記せられている。特に旧仏教に対して、鎌倉時代以降抬頭した浄土・禅の「二宗はとりより所のたやすきにや侍らん。当世の人のこの二門に心ざさざるはすくなかるべし」と指摘し、この二宗が戦国の人心を深くとらえ流布した事を記している。確かに室町時代に於ける両宗の隆昌はめざましい。尋尊の寺社雑事記にも、

禁裏ニハ悉以念仏也、善導・一遍等彫共被懸之。

と宮廷の宗教世界が浄土宗に色どられている事を述べているし、又将軍家に於いては、尊氏と夢窓国師、義詮と默庵、義満をめぐる義堂・絶海、義持における大愚・厳中の如く、義政をめぐる禅僧もその周遍に多かつたが、中でもその最たる者として瑞渓周鳳・横川景三等をあげる事が出来よう。足利将軍家と禅宗との関係は、尊氏と夢窓国師の例にみるように幕府創立の時より両者の間に深い関係があつたわけで、機鋒峭峻・殺活自在の禅の精神が義政の人間性をいか程豊かにしたかは疑問があるにせよ、彼の精神的支柱となつた事は推定しえよう。[6]

しかし義政の信仰は単に禅宗のみに傾斜したとするのは云い過ぎで、東求堂（慈照寺）や東山々荘におけるが如く、浄土宗への深い関心も見逃し得ないし、又東寺を中心とする修法祈願を通して東密との関係、醍醐三宝院義賢・東寺長者厳宝等は所謂護持僧として義政の身辺を擁護し、南都仏教々団との関係も寛正六年（一四六五）九月の春日社参にみられるように、興福寺を中心として東大・元興寺等の間にみられる顕著なところである。特にこの寛正六年の春日社参は義政の信仰より遊覧的な気風が顕著で、興福寺一乗

院・大乗院を中心とする門跡の絶大な歓迎に終止している。しかしその裏面には南都仏教々団の棟梁としての興福寺勢力の懐柔統御という政治的配慮のあつた春日社参であつた事は、たとえ東大寺戒壇院で受戒をうけたとはいい乍ら否定出来ない所と思われる。

義政のかかる仏教諸宗に対する多元的な態度は、曾て芳賀氏の指摘されたように、「夢中問答」に夢窓国師が、国王・大臣有力の檀那は、「偏に一法のみ御信じありて、余宗をすて給ふ事あるべからず」と足利直義に説いた為政者としての仏教政策とその揆を同じくするものであり、多元的信仰は義政が将軍職を義尚に譲つた文明六年以後においても、宗教行政のみは自ら管領し、寺院の経済的崩潰を救済する為に、多くの御教書を乱発し、寺領返還をうながしている延徳三年（一四九一）七月の蔭涼軒日録の記載によつて、単的に窺う事が出来ると思う。正に異常なまでの仏教への関心を示すものである。この様な義政の護寺仏法政策は、実際行政面に於いていか程にその効果を発揮し得たかは甚だ疑わしいが、かかる義政の仏教政策こそ、当時の貴紳・守護大名にも相通じるものであつたと云わねばならない。応仁・文明の乱を契機とする兵馬倥偬に明け暮れた世相に、人間生活の支柱として宗教の占めた比重は確かに大きかつたが、反面土一揆・下剋上の乱発は、寺社再興修覆を困難にした原因でもあつた。かかる再興の危機を打破する手段として、有力な檀那を動かして再興資金や仏具、或は大蔵経等を李朝朝鮮に求めんとした所に、応仁・文明前後の我国の諸寺社再興の特色が見出されると思う。

今多少煩雑のそしりをまぬがれないが、応仁二年以降明応三年に至る間、即ち成宗二五ケ年間における我国の諸寺勧進船派遣を表示すると左頁の通りである。

この一覧表に依つて明らかな如く、勧進船は実に二二回、国王足利義政の国書を奉じたものが五回、義材が二回、大内政弘が六回、宗貞国が四回、山名教豊・畠山氏の各二回、斯波義廉の一回となり、このうち麗版大蔵経を回賜されたものは義政が三回、義材が一回、小弐氏が一回、大内政弘の如きは実に五回も及んでいる。

大蔵経が綿製品と共に日鮮交渉の貿易品として重要な対象になつていた事は、先学の指摘された処であるが、[7] しからば成宗朝にあつては我国のかかる熾烈な要求にどの様に

勧進船派遣一覧表

紀年 西紀	高麗	日本	遣使者	使者名	備考	原典
一四六八	世祖一四	応仁二	足利義政	僧融円・宗礼	南都・薬師寺再興ノ資・寺額ヲ受ク。	蔭涼・国宝中・世録四五
一四七〇	成宗元	文明二	宗貞国	豆老	筥崎八幡宮造営ノ助緑ヲ受ク。	成録巻七
	元	二	山名教豊	僧一庵	伯耆・万福寺建立ノ資・大般若経一部ヲ求ム。	海東諸国記・成録巻七
一四七三	二	三	新波義廉	僧西華	京都・東光寺再興ノ資ヲ求ム。	同巻一三
	四	五	宗貞国	僧周繁	対馬・国分寺崇睦ニ釈経等ヲ受ク。	同巻三〇・三一
	四	五	山名教豊	僧亮瑛	伯耆・万福寺再興ノ助緑ヲ求ム。	同巻三二
	四	五	大内政弘	源周徳	京都・清水寺再興ノ資・大蔵経ヲ求ム。	同巻三三
	四	五	畠山義勝	僧照隣	能登・天徳寺大蔵殿建立ノ資ヲ求ム。	同巻三二・五〇
一四七四	五	六	同義就	僧宗祥	徳本寺再興ノ資ヲ求ム。	同巻四五
			足利義政	僧正球等	高野山・西光院復旧ノ費ヲ求ム。	国宝中、成録巻四八
一四七九	一〇	一一	大内政弘	僧瑞興	長州・安国寺ヘ大蔵経一部ヲ受ク。	同巻一〇三・一〇四
一四八〇	一一	一二	宗貞国	僧梵賀	義政ノ命ニテ万寿寺ノ雲版・饒鈸等ヲ求ム。	同巻一一七
一四八二	一三	一四	足利義政	僧栄弘	大和・円成寺再興ノ資・大蔵経一部ヲ受ク。	同巻一四〇・一四一・続国宝
一四八三	一四	一五	大内政弘	僧清鑑	大蔵経ノ賜与ヲ謝シ、承天寺再興ノ資ヲ受ク。	同巻一五八・一六〇
一四八五	一六	一七	大内政弘	僧元爾	善山普門寺ヘ大蔵経並四書六経等ヲ受ク。	同巻一八二・一八三・一八四
一四八六	一七	一八	宗貞国	職久	前年山内氏ニ贈ラル大蔵経一四冊ノ改給ヲ請フ。	同巻一九〇
一四八七	一八	長享元	足利義政	僧等堅等	越後・安国寺ヘ大蔵経ヲ受ク。	国宝下・続国宝・同巻二〇三・二〇五
	一八	元	大内政弘	僧鉄牛	大和・長谷寺ヘ大蔵経一部ヲ受ク。	同巻二〇四・二〇六、蔭涼
一四八九	二〇	延徳元	足利義政	僧恵仁	京都・船舟三昧院ヘ大蔵経、並ニ詩集等ヲ受ク。	同巻二三〇・二三一・二三二・続国宝
一四九〇	二一	二	大内政弘	僧座等彭首	大蔵経ヲ大内・小弐氏ニ受ク。	同巻二四四・二四六・二八一
一四九一	二二	三	足利義材	僧慶彭	筑前・妙楽寺ノ大蔵経ヲ受ク。	同巻二五六・二五七・続国宝
一四九四	二五	三	足利義材	僧元匏	妙勝寺修繕ノ資ヲ乞フ。	○・二八八・二八九・二九一

（註）典拠原典に示す蔭涼は蔭涼軒日録、国宝・続国宝は善隣国宝記・続善隣国宝記、世録・成録は世祖実録・成宗実録を示す。

対処したであろうか。ここで以下成宗の対仏教政策について概略してみよう。

李朝仏教に関しては既に高橋博士や忽滑谷快天氏の浩瀚な著作があるが、太祖から六代端宗に至る各朝は凡そ揚儒排仏の政策が一貫し政策面にも顕著にあらわれている。特に三代太宗にあつては寺刹を制限し、仏事を廃止すると共に、十一宗を七宗に制限統合する等、仏教に対する弾圧は甚だ熾烈を極めた。[8] 然し七代世祖に至ると仏事の復興・仏典の弘通等が盛んになり、李朝仏教史上特異な精彩を放つている。例えば吾が長祿二年（世祖三、一四五八）に粮米五千石を充てて麗版大蔵経五〇部を印行し、諸道の諸寺に分納する等、仏教の隆昌はみる可きものがあつた。しかし成宗朝に至ると世祖のかかる崇仏政策は踏襲されず、李朝の伝統的政策ともいう可き揚儒排仏に転換している。例えば成宗二年（文明三・一四七一）正月世祖の妃が世祖の菩提を祈らんが為に仏典を明に求めんとした時、成宗の侍講官や芸文館・司諫院・司憲府の儒臣達は韓愈の「論仏骨表」迄もち出して猛烈に反対したが、儒臣の仏教観は

仍未見仏氏之能利於国也、年穀不登、餓莩相望、未見仏氏之能利於民也、於国於民一無利焉、雖旧蔵焚弃何必費財、遠購於上国乎。

というにあつた。即ち仏教は国家・国民を利するものでなく、僧は「遊手飽食」・「終身安逸」の徒であつた。[9] しかも国民はこの遊手飽食・終身安逸の境を求めて仏教に帰依するといい、

則於是乎脱行伍而投匿焉、是故僧徒日衆、兵農益少、一夫耕而数百人食之、一婦蚕而数百人衣之、一人従軍而数百人閑焉、農何不為困、兵何不為縮歟。

とまで極言し、成宗八年閏二月に至つては（成宗実録巻七七）、

士農工商各有所事、独僧人逃租避役、徒衆太盛敢為不義、雖不可遽除、亦不可不為之所也、今年徴兵五道只二万五千、而世祖朝見僧捻十一万、其後為僧者亦不知其幾千人、軍額日減職、此之由我太宗有挽回世道之心、毀四方寺刹、十存其一、革寺社奴婢属之諸司。

とのべて、僧徒の増加が徴兵に迄影響を及ぼしていた事が知られる。このような逃租避役して僧になる者が成宗の弾圧にかかわらず依然として流行した事は、其後に於いても平安道に於いて顕著にみられる処で、かかる僧徒を兵士に転用し寺田を公収せんとする施策が考慮せられた程であつ

た。[10] 確かに潜行的な仏教徒の増大は儒教を根幹としその政策を実践する事を理想とする成宗朝にあつては、国民の僧徒への逃避は経済・国防政策の障害をなしていたし、仏教弾圧の好目的ででもあつた。成宗自身の仏法不信は、成宗実録にも諸処に見えるところであり、「予不好仏庸」とか「不崇信則自然衰」といつた表現が屢々みられるし、又彼を補佐する儒教的官人達より「殿下潜心聖学　不信仏法」とか彼が「為政以徳」の図書（印）を使用し、崩御に当つて礼文にも「崇儒術闢異端」の人であつた為に載せられず、その措置に困却した史実によつても察せられよう。[11] 彼の崇儒排仏はやがて度僧の禁を厳重にし、度牒をもたぬ私度僧にあつては還俗せしめ、「中外寺刹皆空」とさえ評せられるに至つている。[12] 以上のような成宗の儒教一元的な政策は、足利義政をピークとする当時の我国の守護大名の崇仏敬神的な態度と比較して、正に相対的な理念によつていた事は大蔵経回賜について重要な示唆を与えるものであろう。

大蔵経が成宗及び為政者からどのようにみられていたかを知る好個の資料は成宗一八年（長享元、一四八七）一一月に政界に大きな波紋を投じた海印寺大蔵経板堂の修造事件であろう。当時貞憙王后の命を受け、世祖の朝に信眉・学悦と共に三和尚と称せられ（成宗実録一六一・成宗一四年十二月戊子ノ条）、その信任の厚かつた僧学祖が海印寺に保存せられていた大蔵経板木を納めた経蔵を修覆していたが、学祖は老年の事でもあり、又その背後にあつて極力支援をおしまなかつた貞憙王后が没した為、「不借国家之力、無以重修」として放棄したのである。[13] 成宗は承政院に下命して学祖より若き僧を択んでこの重興を遂げんとし、慶尚道監司に命じて修理費を弁ぜしめ、不足分は宮廷内需司より補給する事にした。この成宗の海印寺板堂の修理措置に対して司憲府・司諫院等の高官達が中心になり猛烈且つ執拗な反対運動を繰返し展開している。[14] 儒臣高官はこの板堂修理をもつて無益・不美の政と直言上奏し、ついに綿布三、〇〇〇匹の修理費を五〇〇匹減額せしめる事に成功したのであるが、[15] これに対し成宗は、海印寺板堂は世祖の遺構であり、貞憙王后の遺命によつてその修理が行われた事を指摘すると共に、大蔵経は、

倭人之所嘗求、若無板木則無以応求、特命修之為経板也、此其得己之事乎。

と答弁している。[16] 成宗にすれば世祖・貞憙王后に孝ならんとすれば、儒教立国の施策にそむく事になり、「此の堂を修創するは仏の為に非ず、隣国求請の為也」という誠に苦しい反論を展開せざるを得なかつたのである。然しいづれにせよ成宗の板堂修覆の素志は貫徹され、板木の保存が行われた事は現在韓民国の文化事業の一環として行われている海印寺高麗蔵経の刊行も、一に儒臣の猛烈な抵抗を排除した成宗の功績に帰するといつても過言ではない。成宗のこの大蔵経印板の保存管理の意志は単に成宗一八年の学祖の板堂修覆放棄に端を発したのではなくて、既に成宗九年（文明一〇、一四七八）一一月に慶尚道観察使朴楗に対して、印板と大蔵経の員数と保管状況等について調査を命じているが、それによると、

海印寺所蔵大蔵経及板子、皆先朝所措置、且客人所求、於国用亦不可無、若不謹守或雨漏毀失甚不可。

といい、先朝世祖の遺構であり、日本・琉球の使人が求めるところのものとして、その重要性を示している。確かに我国の麗版大蔵経に対する要求は、そのかみ高麗国義天の開板以来、そう正鵠をもつて高く評価せられ、遣明船派遣の衰微と比例して益々高まり、加えて応仁・文明の乱を機縁として、その熾烈の度を加えていつた事は、前表によつても窺知せられると思う。「客人求むるところ、国用に無からざる可からず」という国用は回賜答礼用の品、貿易品としての国家の使用す可き公用品である事を示している訳で、成宗が仏教に深い関心を示しているものではない。寧ろ世宗五・六年即ち応永三〇・一年の二度に亘り、足利義持により強要せられた大蔵経印板の事件や、[17] 我国・琉球の蔵経回賜要求に刺激され、蔵経幷印板の重要性を認めた措置であつた。

このように儒教立国、排仏棄釈の成宗朝にあつては、麗版大蔵経は単に汗牛充棟的な存在であり、内政上何等国家を利するものとして認められなかつた事が知られるのである。換言すれば無用の長物であり、それを無用の用として欣求したのが当時の我国や琉球であつた。大蔵経を法宝とし、

茲創建蔵殿安置之、以欲為利済我民人。

とか、或は又

冀得大蔵全文一部、使衆日々転之、則国寧兵熄而編戸永豊焉。

とか、更に「求大蔵経以為国宝也」と考えた[18]我国の仏法即王法の古代的理念とは正に雲泥の差があつた事が判明する。成宗朝の仏教に対する否定概念は、儒教立国を理想とする立場からすれば当然の帰結であろうが、これはひいて大蔵経をも一片の価値なきものとして否定していたのである。この様な成宗朝の現情を我国では正しく把握し、大蔵経求請を行つたのであろうか。

この問題に関して我々は一応成宗朝に我国より派遣せられた使節の分析を行う必要があろう。世祖が李朝朝鮮国王の中に於いて寧ろ異端者的ともいえる崇仏家であつた事は前に触れたが、その晩年の世祖一三年（応仁元、一四六七）の如きは上院等の観音像や円覚寺の舎利の瑞祥に対して我国からは多数の豪族が競つて使船を派遣して瑞祥を賀し、成宗元年八月には国王義政が使僧心苑等を派遣して金剛山楡岾寺の観音像の瑞祥を祝し、或は同三年六月には、肥前上松浦の源納は世祖の像を造像して博多・聖福寺に安置しようとしたり、同一〇年（文明一一、一四七九）四月大内政弘の如きは使僧瑞興をして仏像を献納し、成宗より拒否されている。この様な史実より帰納して成宗朝に於いても世祖の朝と同じく朝鮮は仏教流布の国、仏法信奉の地と認知せられていた事が知られよう。成宗朝に於いても我国や琉球が朝鮮をこの様に観察されていたと解している高官があつた事は、前述の海印寺大蔵経板堂事件の反対者の筆頭の一人であつた司憲府元孝の言に対する成宗の返答は、

彼隣国使臣之来、或求大蔵経、或求見巨刹者、其意必以我国為崇信浮屠也。

とか、大内政弘が仏像を献じた時の評定に、

遠人未知　聖上不崇信之義、不遠千里誠心献仏、其情可尚。

といつた例によつても明かであろう。[19]我国ではこの成宗朝の実情が充分に探知出来ず、国使・使節に僧を選んで派遣したのである。国使上官人に僧を起用したのは、寺の勧進船でもあり、又遣明船等の例に倣つたのであろうが、反面明と国情を同じくする護持仏法の国と認知した我国の為政者の誤認によるところもあつたと云えよう。一方成宗朝に於いては、隣国の日本・琉球の垂涎おくあたわぬ大蔵経は一向に有害無益の仏教経典であり、それを回賜する事は内政的に何の苦痛もなく、寧ろ仏教勢力の減退をも兼ねた一挙両得の手段であつた。成宗二〇年（延徳元・一四八九）七

月、礼曹が我国の使臣の大蔵経求請が度重なるにつれて、慶尚道監司に命じて予備品を用意せしめる事、又その要求に従つて諸道を探し求めていては弊害を残す事について、その対策を計つたが、成宗は日本国使には大蔵経を与える事、但し「此経我国に多く有らず、僅に一帙を得るのみ、以て其願に従ふ、此外余り無し」と使臣に伝えて後日の要求を防止する様に指示を与えている（成宗実録巻二三〇）。この事は大蔵経が漸く底をついて来た事と、国王使には大蔵経が回賜される事、更に朝鮮が上国即ち大国として矜持を誇示す可き手段でもあつたと云う事が出来る。

以上の如く応仁・文明期における麗版大蔵経の輸入については、日鮮両国の間に仏教に対して大きな懸隔があつたことがしられ、我国が求めてやまなかつた大蔵経も、実は成宗朝に於いては有害無益のものであつた事が判明する。蓋しこの事実は、更に分析と考究を必要とする問題であるが、世祖朝を除いた李朝歴代における麗版大蔵経輸入においても、該当する事実ではなかろうか。

四　円成寺栄弘の麗版大蔵経求請

前章において儒教立国を国是とする李朝と、仏法即王法を理念とした我国との間に、大蔵経に関して相対的な関係にあつた事を明白にし得たが、次に大和・円成寺栄弘の麗版大蔵経輸入について考えてみよう。

円成寺は運慶の大日如来坐像や平安時代末期の遺構をとどめる園池を有する山寺として有名であり、又東密忍辱山流の本山として著名である。然しその創立については鑑真和上と共に来朝した唐僧虚滝（又は麗）の草創とも云い、或は明応二年（一四九三）の落書によると、

至明応二年癸丑四百五十七年
当山始ハ万寿三年丙寅命禅上人建立云々　阿弥陀安置天永三年壬辰至明
応二年癸丑三百七十年

と命禅の創建と伝えている。命禅は文明一四年四月の成宗に宛てた国書に明記せられた明禅と同一人であろう。嘉吉元年編の「興福寺官務牒疏」には虚滝を開基とし、中興を命禅としているが、既にこの頃にかかる伝承があつた事を示している。円成寺が史上明確化して来るのはこの命禅以降からといつてよい。和州忍辱山円成寺略言志によると、命禅は長久元年（一〇四〇）二月に七八才で没している。命禅

がこの地に精舎を創造するに至つた動機は、本朝高僧伝にその環境の幽邃閑寂な点を指摘しているが、以後保安四年（一一二三）四月に没した経源が天永三年（一一一二）に京洛・法成寺の四尺の阿弥陀仏像を当寺に安置し、念仏会を創始したと云う。念仏会は蓋し鎌倉時代に至つて大阪・四天王寺の迎講をうつした来迎会に発展するもので、現今平安時代末の遺構をとどめるといわれる園池は、蓋しこの経源の、法成寺阿弥陀仏像安置と、これを本尊とする念仏会即ち迎講に関聯するものと考えられる。以後迎講の隆昌と共に漸次完備するに至ったものと推定して誤りがなかろう。さてこの経源は「三外往生記」にその伝記が収められているし、又現に治暦四年（一〇六八）二月に移点を施した法花経論一巻がのこつている[20]事によつて彼が元来興福寺の学僧で、後小田原寺即ち浄瑠璃寺に移り「往生之勤　不時而休」といわれ迎接房の聖人と称せられた程、浄土教に没入した人物であつた。この経源と同時代に迎接房経暹と称する浄土教に帰依した僧の存在した事が「後拾遺往生伝」にみえる。三外往生記の経源伝と極似し、又経暹は異本によると経源ともあり、蓋し同一人物かと推定される。経暹は寛徳元年（一〇四四）に五三才で没した権中納言藤原定頼の息と伝えているが、経源即経暹と考える事によつて、その出爾より天永三年に法成寺の阿弥陀仏像を円成寺に移し安置するに相応しい念仏聖であつたと推測する方が合理的であろうと思う。又更にこの両者が別人であつたとしても、円成寺が経源・経暹の活躍した一二世紀の初頭に興福寺・小田原寺・円成寺という三寺の相関々係が生じていた事実が明かになるわけで、南山城・東北大和の興福寺法相宗系統の山寺が浄土教の一拠点として発展するのも、教懐[21]以来の法脈が伝承されていた事を示すものといいえよう。経源以降円成寺には南都戒律復興で有名な実範が止住していたし、仁平三年（一一五三）に寛遍が入山するに至つて寺観は一層整備するに至つた。「本朝高僧伝」の寛遍伝に「登和州忍辱山、専事修練」といい、或は、

且忍辱山従二万寿初、命禅開一山、垂二一百四十年一、頽廃相継、遍一住寺院結界、略復二旧貫一、其籍居多。

と伝えている。寛遍は東寺長者・東大寺別当を歴任した真言広沢流の大家であり、その一義を立てて忍辱山流と呼び、円成寺の存在は一躍有名になつた。安元二年（一一七六）一

○月の墨書銘を有する仏師運慶の大日如来坐像は、彼の青年期の作品として殊に著明であるが、寛遍の東密の影響が濃厚に感取される。鎌倉時代に於いても建保五年四月の四天王像や文永七年の僧形文殊像等が現存し、[23] 寺運は隆昌を極めた事が察せられる。文正元年（一四六六）閏二年九日に至り兵火の為に罹災した事が諸書にみえる。興福寺略年代記に拠ると、

閏二月九日夜忍辱山寺炎上、自真言堂令出火、本堂幷塔婆以下悉焼失畢、但本尊無為云々。

とあり、[24] 当寺所蔵の永正八年（一五一一）三月の供養日記によれば、戌時出火して、「真言堂・塔・本堂・経蔵・楼門等」が炎上したらしい。その後直ちに復旧に着手した事は、左の文書で明かであろう。

大和州添上郡忍辱山寺文正元年丙戌

閏二月九日戌時 真言堂 塔 本堂 経蔵 楼門等炎上畢

一、本堂造立事始　文正元丙戌三月十一日午時

一、柚取　同年丙戌三月十四日　辰時

一、釿始　同年丙戌三月廿七日　巳時

一、石居　同年丙戌八月四日　未時

一、柱立　同年丙戌八月十五日　卯時

一、地鎮　応仁元年丁亥三月四日未時 宗識房 源印沙汰

一、入仏　同年丁亥三月十二日　午時

一、楼門事始　応仁元年丁亥五月十四日辰時

一、石居　同年丁亥七月四日　午時

一、柱立　同年丁亥七月八日　未時

右造営沙汰人　玄専阿闍梨空経（栄）　専信房　営弘

この文正元年の炎上は、足利義政の国書に「爰丙戌歳、為兵火仏閣僧宇悉化烏有、只幸本尊一軀存也」と明記しているのに一致している。

栄弘の当寺再興の悲願は、この文正の焼亡を機縁として開始されたのであるが、[25] 伽藍の総供養は彼の歿後、栄専・栄助の代に至り、永正八年三月二八日に興福寺東北院僧正任円を導師として盛大に行われた。文正の炎上より実に四五ケ年の歳月を要したわけで、徳川時代に於ける寺観より推測すれば、ほぼ文正焼亡の旧観に復したものであつたと認められる。

以上文明一四年（一四八二）の栄弘による円成寺高麗版大

蔵経求請の前提として、当寺の沿革を一瞥したのであるが、しからば栄弘とは如何なる氏系に属する僧であつたろうか。

円成寺栄弘に就いては幸にも当寺所蔵の知恩院縁起・狭川家譜や、狭川家所蔵にかかる狭川家系図、或は和州郷士記等によつて、彼が奈良東北の狭川一帯を支配した土豪・狭川氏の一族であつた事実が判明する。今繁雑を省みず、その一部を示すと、

狭川福智城主新七郎助貞　文明十二年五月卒
　父全七・母侍従尼妙金、本国讃州人也
　応永元年筒井順永法印麾下成城営
　一ノ丸二ノ丸三ノ丸方四町四面、狭川村北村泉村内
　領、従是武名相起、武門専トス、応永迄者
　大和春日領奉行、村々反銭反米納奉行と
　して奉日神役相役相勤畢
　狭川美作入道源操　永正四年卒
　栄弘阿闍梨

の如くで、狭川家初代助貞は元来四国・讃岐の人で、応永元年頃に興福寺官符衆徒筒井氏の配下として、春日社領狭川に居住し、被官として狭川氏を称したものの様である。栄弘はこの助貞の二男として生れ、応永三四年（一四二七）に九歳で当寺助逼に師事して入寺、念仏院に住し、文明一九年四月に六八歳で没した。

狭川家は栄弘以来、栄助・宗助・学淳等を入寺せしめ、円成寺はこの狭川氏一族を背景に成立していたと云つて過言ではない。特に栄弘によつて創建をみた知恩院は狭川家によつて占められているし、この外一族子弟より東大寺四聖坊・興福寺惣珠院・泉涌寺法春院の住持を相承する外、奈良東北・山城東南の柳生・山田・和束・高樋・福岡の土豪と婚姻関係を結び、春日神役を勤めるかたわら、武門の家として勇名をはせたのであつて、柳生飛弾守宗冬の新陰流は実にこの狭川家の陰流によつて創作されたと云われている。[25] 狭川一族の繁衍は、天正七年（一五七九）大和大納言秀長によつて春日社領の科によつて所領を召上げられる迄、継承せられたのである。大乗院寺社雑事記に散見する佐川・佐河は一にこの一族の事に外ならない。

栄弘による円成寺再興はかかる狭川氏の性格を考慮に入れるならば、同氏を背景として漸次進捗をみたものといつてよかろう。又本稿の目的でもある栄弘の麗版大蔵経の求請が軌道にのるに至つたのも、狭川氏を通して筒井順盛を動かし、興福寺一乗院門跡の助力によつて足利義政に働き

かけたものと推定される。知恩院累代同姓記録には、この間の事情を文明一三年六月二〇日の条に、

栄弘阿闍梨異夢を感じ、三蔵経ヲ高麗国求めんとす。遠く異国にいたらん事安からず、弟子栄助房・連舜房等に宿旨之趣語たり、此由を管務筒井順盛法印申あげ、而法印大に美諾して即ち入鮮の官牒を乞たまふに、たやすく宣を有司に下し賜けり。

とあり、円成寺高麗船の派遣認可を筒井氏にその功を帰しているのはいかがであろうか。当寺高麗船に関しては、最も信拠すべき史料である蔭涼軒日録の欠文によつて、前後の実情が詳かでないが、薬師寺金堂再興や、長谷寺に於ける高麗船の場合の如く、本寺である興福寺の強力な運動があつたと相像して誤りがなかろう。[20] 勿論栄弘が当寺炎上によつて経蔵が類焼し、再興の為に大蔵経の設置を痛感したであろうが、その先蹤となつたのは、前章でも表示した如く、同じく当時興福寺の末寺であつた応仁二年の薬師寺金堂再興や、文明五年における京都・清水寺再興の助縁や大蔵経輸入にあつたと認められる。

さて文明一三年に計画されたこの円成寺勧進船は、単に麗版大蔵経の求請にのみその主目的があつたのであろうか。文明一三年（一四八一）五月義政が奉行松田貞康を通じて栄弘に伝えた注文に依れば、別幅に記された品物一六種のうち、香爐・銅盆・筆等五種は除外する事、漢薬三〇種のうち特に牛黄・象牙・診草・斜皮の将来について指示するところがあつた（大日本史料八ノ一参照）。この注文案によると少く共、円成寺勧進船の交渉準備等は、文明一三年五月以前から始めていた事実が明白であり、栄弘の高麗船派遣も義政の国書と対比する事によつて、単に大蔵経一蔵の輸入のみにとどまらず義政所望の品々の輸入にあつた事が確認される。

即ち史料の制約もあるが、義政の国書を持つて入鮮した文明六年の高野山西光院船の将来した物貨と比較すると、大蔵経や正布・綿布・麻布等の布類、虎・豹皮、花蓆、人参等はその教量の多寡はあるが、大凡李朝の回賜品として一貫性をもつものであつたが、文明六年度には、これ以外に

鳳仙花子・罌粟子・鶏冠花子・黄葵子

の四種の草花の種子が夫々一袋と鴿子・蓮頭鶏・鴨・野鶏等の家禽類の輸入が目立つているし、又この円成寺船の場

合には、

莞青二両・膃肭臍三部・敗亀四部・牛黄三部・犀角一隻

といつた動物性薬品や、

朴消一斤・光明砂十両・白竜骨一斤・硇砂十両・陽起石三両・雌黄一斤・自然銅一斤・石鐘乳五両

等の鉱物性薬品のほかに、更に

何首烏二斤・蘆薈三両・山茨蔬一斤・沢瀉二斤・蛇床子一斤・芎藭二斤・白鮮皮二斤

等の植物性薬品が、合計二〇種も回賜せられている。この二〇種の漢薬の効能上より分類すれば利尿・催淫剤が五種、解熱剤が二種、強壮剤が八種、建胃・堕胎薬が夫々一種、鎮静剤が二種に大別出来る訳で、[27]将軍義政の私生活に必要かくべからざる品々であつた事が窺え、興味深いものがある。以上のようにこの円成寺船の場合は、当寺の大蔵経求請以外に義政の必需品としての漢薬の将来にもその目的があつた事が判明する。

さて栄弘の高麗船派遣は文明一三年五月以前より松田貞康を通して義政の意向が伝えられ、漸次派船の計画が実行に移されていたもののようであり、知人よりも秘蔵品がその費用に充当すべく寄進せられた。[28]栄弘一行は当時興福寺・細川氏と特に関係の深かつた堺より出帆し、兵庫を経て九月中旬に下関に至り滞泊し、一二月一九日に渡航船を受取り、文明一四年の正月を迎え、一七日下関を出港し、二月一二日頃に高麗灘即ち玄海灘を通過して、釜山浦に入港した。やがて

自釜山浦永川竹領忠州楊根、至京中十五日程

という倭人上京の規定に従つて、四月九日に京城に入つた。[29]栄弘等一行二〇人は同日義政の国書幷に金屏風二張・綵画扇百把、長刀・大刀各十把等を贈り、その代償として麗版大蔵経一蔵と、前述の漢薬品とを回賜されん事を交渉したのである。この時栄弘は義政より、文明六年（一四七四）一二月高野山西光院勧進船の正使正球に「縦有繊偽、未易究覆」として成宗より贈られた象牙の勘合符一〇枚のうちの一枚を持参し、義政の正使即ち国使としての証験としている。蓋し象牙符が実際に且最初に使用せられたのは、この円成寺勧進船に於いてであつた。

円成寺再興助縁として大蔵経等を回賜する事に関して、李朝政府は礼曹等を中心として、応仁二年薬師寺重創・文

明六年高野山西光院修覆の助縁の例を斟酌して同年四月一八日に決定をみ、大蔵経は慶尚道にある分を回賜される事になつた。[30] 五月二日には彼等一行二〇人は成宗に謁見、栄弘は第六爵に、副官長信には第七爵の官位が儀礼的にせよ贈られ、一二日の離京に当つて、続善隣国宝記に収録されている日本国王（義政）宛の成宗の答書と、大蔵経一蔵をはじめとし綿紬三〇〇匹・綿布三〇〇匹・正布四〇〇匹等をはじめ、前述した漢薬等を贈られている。特に大蔵経に於いては「已竭国用虚耗」といわれ、この時同行した千島主遐叉の大蔵経求請に対しては、

日本国王遣使求請、又因請酋求去、殆尽無余

と返答し、千島の有無は「前所未聞」として処置している。千島が何処の島嶼を指すのか極めて判定に苦しむのであるが、義政の遣使に対しては、文明六年以来の事であり、「今別して上国に貢し、又交隣を迫る。財用の費、古を視て頗る繁し」といわれ乍ら、成宗の決裁により円成寺再興助縁に回賜されたのである。五月一二日京城を離れた栄弘一行は、五月二九日「高麗国を出船」している。蓋し前に触れた如く釜山・京城倭人の上京規定を順守して、往還共同一路によつたのであろう。この推定が誤りなければ二六日に釜山浦に到着し、三日目の二九日に出帆した事になる。知恩院累代同姓記録によれば、

五月廿九日高麗国出船し、七月十四日堺浦に帰船せり。管務に訴へ求経幷異産を献ず。管務又此由を奏し、永く三蔵（註・麗版大蔵経）を国家鎮護に賜けり。

と、堺帰港を文明一四年七月一四日と記している。[31] 栄弘の円成寺再興はこの大蔵経将来に刺戟されて軌道にのつたのであろうが、兄美作守入道源操の二男栄助に譲り、念仏院に隠遁、文明一九年（一四八七）四月に六八歳で没した。

今度の円成寺本堂解体修理にともなつて、本堂内より発見せられた経蔵の棟札は、長さ一一六・九糎、巾八糎のものであるが、

以従永正十季癸酉至甲戌蔵奉転一切経論蔵皇風永扇仏日増輝者也
永正十一年甲戌
内州寿璃書
孟夏三宝吉日

の表現があり、永正一一年四月に完成をみた経蔵の棟札である事が知られ、栄弘が大蔵経を将来してより実に三二年目に麗版大蔵経を納置する経蔵が建立せられた事が判明する。本堂供養が永正八年（一五一一）三月に行われた事実を

みれば、蓋し当然の趨勢であろう。

五　大蔵請来二合船残録

文明一四年の円成寺勧進船に関する史料は極めて少いが、当時栄弘の侍僧として渡航した蓮舜等の自筆にかかる散用状断簡が「大蔵請来二合船残録」と題して円成寺に保存せられている。これは既に大日本史料にも収録せられているが、余り関心を引かなかつたものの様である。本記は栄弘を主班とする高麗船派遣に関する有力な史料であり、大日本史料の脱文を補う意味で左に掲示する事にしよう。

（原表紙表題）

文明十三年辛丑十二月十三日

二合船日記

薬師院
蓮舜（花押）

(A)

（継目・但此間閃文）

同日　五十文　□□□キ

同下ノセキニテ　五百文　代キノ

同下ノセキニテ　五百文　代タキ、ノ

同廿三日　百五十文　代タキ、ノ

九月十二日　五十文　代下ノセキニテキノ

同廿日　二百文　代タキ、ノ六カノ

同日　二百文　代下ノセキアフラノ

(B)

同日　二百文　代下ノセキニテクキ、ノ

同廿八日　卅五文　代クキ、ノ

十一月廿一日　百文　代アフラノ

(C)

十二月十九日　二百文　大井ヲニフシ代フキウケトルトキサカテ

正月之用

四十文　代キモノ一升

十文　代シヨ二升ノ

卅文　代クシカキノ

十八日　百文　代シヨノ

廿日マテノ分　合弐貫六百九十七文

廿八日　五十文　代サケノ

二月一日ヨリ

五十□文□□□ノ

廿四日　三十六文　松ノ代トホシ

廿八日　廿五文　松ノ代トホシ

同日　五十五文　松ノ代トホシ

廿日　四百文　代トマノカス廿五テウ

廿日　廿文　代クリノ一升ノ

五文　代マメノ

十二文　代イワシノ二升

十七日　百文　舟方ノサケノ代舟クツルトキノ

十二日　百□文□　舟方ノサケノ代カウラキナタニテ

(D)

十三日　弐拾貫文　二合舟ノ代、米廿五俵アクル

同日　拾貫文　舟方十人ノチン

正月十七日　一貫二百文　代米十一俵ニアタル同方

四月十日　四タン半　ノリコシニ出ス

同日　十二タン　舟方ノノリコシニ出ス
三月一日　二百文　内田トノ二合舟ノせントウ礼
二日　三百文　フナヌシノ方ヘノ礼せン
□日　五十文　トヤヤノウチノ物ニトラスル
同日　二百七十文　舟方ノモチノ代
三日　百　文　サケノ代
百　文　十五日ノサケノ代

同日　百五十文　舟ヌシノウチノ物ニトラスル
同日　百　文　トイ方ヘノ礼
二日　二百文　ヘタトノエノレイせン
同日　百　文　ニカウせンノ（カ）イヤクノトキ礼
二百文　七日八日両日ノサケノ代

(E)
□月六日　三十文　舟方ノサイノ代
□日　□□文　ホムシロノ代
三月日　五十文　舟方ノサイノ代

〈合四百三十文分

惣都合四貫三百四十二文

十二月廿一日ヨリ二合舟飯料日記

正月一日ヨリノ分
三斗一升四合（カウライ米）　大ツコモリマテノ分
十日マテノ分　五斗一升二合
廿一日ヨリツコモリマテ　六斗四升
十一日ヨリ廿日マテノ分　六斗五升五合
以上一石八斗一升五合

(F)
二月一日ヨリ
廿六人ツ、七斗二升
廿一日ヨリツコモリマテ　六斗四升
三月一日ヨリ
十日マテ　六斗四升
廿一日ヨリ同廿九日アサイマテ　五斗三升二合
三月廿九日　七斗二合舟ノ（ワタリ）ラウ米
以上合六石四斗一升一合ヵ

十一日ヨリ廿日マテノ分　七斗二升四合
以上二石八升四合
十一日ヨリ廿日マテ　六斗四升
以上一石八斗一升二合

(G)
蓮舞

(H)
□半　小物三人ノソテホリ
センソウ殿
□段　上官人ミヤコノホリ
（此間欠文）

(I)
正官人
〈以上合廿九段モンメンノ分
〈以上合十三段ホイノ分
（此間欠文）

(J)
一せントウ廿□（ヶ）二人　□　合
ケンシ殿○ニシヲタロウ　○ホンアニ（ミカ）
○サ遣右シノホフシ　合廿七人
三人　ニウノ物中ケン一人、下ヘ二人

（料紙異質）

(K)

以上合拾石六斗一升 六月廿日ヨリ同十月卅日マテノ入メ
十五月分 人別毎月一升ツヽノ下行也
以上合三石三斗 舟方ノリ米ノ下行
合三石八斗三升 カチ番シヤウ スミヤキノカレコレノ 小飯ノ入目
三斗 大般若ノ御布施 フサンカキニテ御僧 六人ニ出ス

(L)

廿二日ミナミ 一貫文 ヒヤウコノ セキヤ 両人ニ出ス
廿四日 百 文 米ツキノ ケンスキ
廿五日 四百七十文 アツカミ 一ソクノ代
廿六日 二百文 ヒコ三郎 テラノホリ ラウフツニ遣ス
廿七日 五百十文 キワカ二枚 フスヘカワ一枚代
廿八日 二百文 サンショ方ヘ 出ス
廿三日ヨリ廿九日マテノ分 百文 サウシノ代
＼以上合七貫六百六十四文
二月一日ヨリ日記
一日 百 文 御ヤトエノ 礼セン
同日 二百文 一日ノ酒テ
同セキヤ 三百文 カモン方ヘ出ス
同□□□ 百 文 五郎丸ニナラノホリ ラウフツニ出ス
廿六日 百三文 サカキヨリ ヒヤウコマテセンチン
廿六日 三貫文 サカキマテ 米百石ノセンチンニ遣ス
廿八日 百 文 ウハノホリノ レキセン
同日 二百文 舟方ヘノ酒テ 御経上ル時

(M)

文明拾参年辛丑七月十一日
高麗舟中率米以下日記

（花押）

(N)

廿一日 以上一石九斗二升八合
惣合五石七斗五升八合
七月一日ヨリ 日記
以上壱石八斗九升
同十一日ヨリ 以上二石□□六合
廿一日ヨリ 以上一石八斗二升四合カ ツコモリマテノ分
惣合五石九斗三升カ

(O)

後七月一日ヨリ
十日マテノ分
以上合一石八斗四升八合
十一日ヨリ廿日マテ
以上合一石八斗四升四合
廿九日マテ
以上合一石六斗六升四合
惣合五石三斗五升六合
八月一日ヨリ
十日マテノ分
以上合一石八斗四升八合

同十一日ヨリ
以上合一石七斗一升四合

……

(P) 十五日
一貫文　代米七斗五升
廿一日
一貫文　七斗八升　舟升七升八合ツノケツ
同廿五日
一貫六百文　代米一石二斗舟升定
〆合八貫六百文　九月分

……

(Q) ツモコリマテノ分
惣合五石七斗六升五合
六月一日ヨリ
以上一石九斗
同十一日ヨリ
以上一石九斗三升

……

の如く(A)から(Q)に至る一七紙・全長三〇三糎より成る。料紙は概ね薄楮紙であるが、本巻は大凡そ五種類より成るもので、いま料紙・寸法及び筆蹟と、その内容上より分類して検討してみよう。

先づ薬師院蓮舜の自筆にかかる「二合船日記」に属するものとしては、ABCDEFPの七紙、「高麗舟中率米以下日記」に属すると判定されるものとして、MNOQの四紙、この両日記の料紙が概ね縦二一・六糎前後であるのに比べて二六・四糎もあり、又記入方法も少々異にするK一紙と、二合船日記と記入方法は類似するが、Kと同じ紙高を有するL一紙、及び蓮舜の覚書とも考えられるもので、前記両日記と紙質を異にするGHIJの四紙に分つ事が出来る。二合船残録と仮題せられているに相応しい断簡である事は、前記した内容や、五種類に分類出来る点からみても明かであるが、この順序・内容不同の一巻は、元来寛文元年(一六六一)七月頃に知恩院良助が、

更今茙興霞之運一為壊二先師故宅一、櫟乎有二絲竹之音一、余戦慄以得二請経渡海記於損壁之中一、竹符爛壊、恰似二蝸体一、歛二古文二十有余紙、分折若干也、以掃二閑軒一閲数回、将左レ之右レ之、下焉上焉、錯乱紛々、不レ該矣

と「知恩院縁起」の序で述べている如く、栄弘・栄助の住持した当寺知恩院の襖の下張り中より発見したもので、二十余枚発見されたものの、当時已に順序は錯乱し、良助によつて漸く、現今のような巻子本に改装され、「大蔵請来二合船残録」と題せられたことが知られる。この改装された残録は、当初袋綴本であつた事は、この遺影より推定せ

られ、栄助没後に端したなくも襖の下張りに用いられていたもので、良助の「知恩院縁起」を製する有力な史料ともなつたし、残欠ながら今日に伝えられるに至つた理由が判明する。

今二合船日記の七紙の内容を調べてみると、Aは所謂本紀の表紙であり、文明一三年一二月一三日、後述する如く下関で滞在中に作られたものであろう。唯二合船と表記する二合は勘合船を意味する事は否定出来ないが、この種の記録・史料としては、管見では初見の史料で今後の研究に俟ちたいと思う。Bは現在表紙に連接しているが、九月一二日以前から一一月二一日に至る薪・油・松明木等購入の明細が記されて居り、九月一二日・二〇・二三日の条には下関の注記がある点、少く共文明一三年九月中旬以降に栄弘は下関にあつた事が立証される。Cは一二月一九日より文明一四年二月一二日迄の副食物や粟・串柿の菓子や塩・酒代等の明細を記しているが、特に正月の分が中心をなしているし、B・Cの記載法によつてみれば、一一月二二日から一二月一八日迄の欠文が予測される。更に二月一三日以降は、直ちにDに接続するものかどうか、欠文があるように思われる。唯正月一七日の条で、「舟タツルトキノサケノ代」として百文を明記しているのは、Dの同日の条と対校して、文明一四年一月一七日に下関を出帆した事実を物語る史料として甚だ興味深い点であろう。Dは前半四行を主として二合船の費用に関する銭布代と、後半六行を三月一日から三日頃に及んでの酒代・礼銭・餅代等が明記されている。この断簡一紙は栄弘一行をのせた円成寺船の性格を示す重要な史料で、二〇貫文即ち米二六俵代を「二合舟ノ代」、一〇貫文を「舟方十人ノチン」として支払い、三月一日には二〇〇文を船頭の礼として内田殿へ、二日には三〇〇文を船主へ、二〇〇文を「ハタトノ」へ、一〇〇文を二合船の契約の礼銭として明記している。二合船の代として二〇貫文を注記しているのは、円成寺勧進船が、「百文トイ方ヘノ礼」、「百文二合舟ノ契約ノトキ礼」、「三百文舟主ノ方ヘノ礼銭」とか「五十文問屋ノウチノ物ニトラスル」等の記載と対照してみれば、明かに当時の遣明船の場合と同じ借船であつた事が認められる。「内田殿」は如何なる人物か詳かでないが、三月二日の「二百文ハタトノエノ礼銭」のハタ殿は蓋し海西路関処鎮守とか西海島対馬

州関処守の肩書きをもつた秦盛幸か、その一族を指すものであろう。秦盛幸は対馬沙加浦（佐賀）に本居をもつていた。寛正五年（一四六四）対馬島主宗成職は盛幸等を朝鮮に派遣して明との交通を開こうとした時、礼曹は「秦盛幸対馬島執権用事之人」と奏している。栄弘等がこの秦殿へ挨拶をしたのは当然であろうし、この記載によつてDは恐らく対馬に於ける支出の明細を中心としたものと認めて誤りなかろう。唯本紙も欠文である事がおしまれる。

Eも前を欠き何月のものか詳かでないが、後半はFに接続し文明一三年一二月二一日から翌年三月二九日に至る間の飯米の注文で、正月から三月の三ケ月は夫々一〇日間づつの使用米を連記している。この二合舟飯料日記は同一四年三月二九日で終結している点からみて、前半の金銭注文は三月のもので、D・Eの間に多少の欠文があると云えよう。最後にPは四行の断片で九月一五日から二五日に至る代米を注記し、「舟升」の存在が確認せられる点よりみて、文明一三年九月、船中に於ける散用状と認められる。

GHIJの四紙は綿布使用の注記と、高麗船々頭、検使人、中間下部等の人数を注記した雑記の断簡で、その順序は全く復元出来ない。唯、HIの二紙は釜山より京城に至る上京の時に使用した木綿数量を収めている点、注目される。

MNOQの四紙は高麗船中における飯米の使用量を注記したもので、Mは表紙、花押は明応三・六年度の落書にみえる栄助のものと類似するが、栄助は文明一三年には一一歳に当り、円成寺僧の誰かに求む可きが穏当であろう。さてこの四紙の中、最後のQは、Nに接続するものである事は「□月一日」・「同十一日」より、及びNの二一日の三計が「惣合五石七斗五升八合」と完全に一致し、連筆である点からも、本断片はNに先行するものと認めてよい。然らばQの紙首晦迄の分として「惣合五石七斗六升五合」は五月分の総計である事が知られる。故にNは六月二一日より七月分の使用米の注文である点、次の後七月・八月分を記したOと連接するものであろう。後七月は文明一四年の閏月であり、この現存する四紙は共に文明一四年度五月から八月二〇日に至る断簡と考えられ、前文欠である事は明かである。

最後にKは使用米を記載する点に於いて率米以下日記の

範疇に入るものであるが、記載方法も多少異にしている。MNOQの四紙が飯米使用量を記載しているのに対し、本断片はそれ以外の別途のものであるらしい。殊に数行の断片ではあるが、舟方ノリ米として一五ヶ月分三石三斗の米量を記し、舟方は二二人いた事が判明するし、又釜山堺にて大般若経を転読した時の布施として三斗を僧六人に支出している。この事実は円成寺勧進船に少く共栄弘等六人の僧が乗船していた事を示すものであろう。

LはABCDEFPの二合船日記の断片と同一の記載法であり、蓮舜の筆にかかるものと認めてよい。唯この一紙は後半に「二月一日ヨリ日記」の注記があり、前半の二二日から始まる明細は蓋し文明一四年一月のものと認めてよいと思う。即ち兵庫関屋とか堺より兵庫迄等の注記は、栄弘一行が堺より兵庫を経て下関に至つた事を証する有力な史料で、五良丸・ヒコ三郎の下部の名、或は二六日には米百石を三貫文で堺迄運漕している事、当時の勘合船が大量の米穀を船載していつたことが判明する。Kと同様に前後欠文のある事は明かである。

以上の如くこの残録一巻は良助が「大蔵請来二合船残録」と名付けたように、栄弘を主班とする円成寺麗版大蔵経請来に関する米銭の散用状の断簡であり、欠文が非常に多い為に全貌を窺知し得ない恨みがあるが、夫々の断片の注記等によつて、堺・兵庫・下関・対馬・釜山浦を経て京城に達した事が推定しうるし、天文八年（一五三九）の大願寺蔵の「尊海渡日記」にみられるように、対馬に於いて渡海船の借船をしている点、当時の高麗船とよばれた勘合船の性格を示していると思う。唯尊海渡海日記の如く、所謂紀行文でない為にその価値は少い一面もあるが、反面米銭の記入を主体とするものであるだけに、経済的実情が窺われ、船中に於ける実態がおぼろげ乍ら推知し得る事も興味深い。唯文明年間の夥しい勘合船派遣にかかわらず、渡鮮記が実存せぬ今日、断簡の集成とはいい乍ら、貴重なものと云うべきであろう。

六　円成寺麗版と増上寺

栄弘によつて請来せられた麗版大蔵経は、前述したように彼の没後に至つて円成寺内に経蔵が再建せられて収納せられ慶長一四年（一六〇九）に及んだ。しかるに当時徳川家

康は増上寺存応（普光観智国師）の為めに、更に徳川家菩提寺としての見地からであろう大蔵経の蒐集をはじめていたようで、完本を探索中であつたらしい。円成寺本堂東北隅の米倉に充てられていた板壁に、

当寺之一切経トリノ三月十五日ノ夜半時□よりも、なら一乗院様へと申候て、それより同十六日ニふしミへ参候て、御所様へ上申候、するかよりも又恵とのさうちう寺へ□□□其処ニ御座候

慶長拾四年トリ五月□□日乗海（花押）

御所様より一切経之か□□

御知行百五石□下□

亥ノ八月廿一日ニ御検地□なり□

という墨書が発見され、慶長一四年三月、円成寺の本寺、興福寺一乗院宮尊勢の口添えで家康に献上、その代償として知行百五石加増せられた由縁を明記している。栄弘請来の麗版が増上寺に移納された事は、延享五年（一七四八）の「縁山三大蔵目録」巻上に収める知蔵隨天の序文や、文政二年（一八一九）の「縁山志」巻二にも増上寺経蔵の宋・元・麗三蔵のうち、麗版大蔵経は元来円成寺の什本である旨を伝えている。[32] 延享の時はこの蔵経は六三九函・六、五八七巻（冊）といい、縁山志には「高麗本六千四百六拾七巻綴本」と明示され、両者の間に一二〇冊の差違がみられる。明治三二年八月国宝として指定をみたが、その冊数は六、五三一冊で、文政の時より六四冊増加しているが、これは高松・法然寺本によつて幕末に補充せられたという。[33] 川路聖謨の「寧府紀事」弘化三年（一八四六）五月の日記によると、奈良町奉行として大和国内を巡視した彼は一四日に春日奥山を踏破して円成寺に至つたが、その時、

高麗云々といふ奥書ある一切経あり、今の朝鮮本のごときものにあらず、此節日本に面開板の書籍に朝鮮本の風をかねて、紙も朝鮮紙なれ共、よろし奉勅云々の字彫あれば、彼国の官板なるべし。和本もあり、宋版といふへき一切経もあり。

の如く、高麗版を一見している。幕末にかけて盛行をみた我国の麗版復刻と差違を感取した聖謨の造詣もさる事乍ら、慶長一四年に家康に献じた残部が少々当時保存せられていた事実が判明する。現に増上寺に襲蔵されている麗版は、義天版の如き巻子本でもなく、又宋・元版の如き折本でもなく、袋綴の冊子本で聖謨が一見したのもこの種のものであろう。いずれにしろ、この事実より類推して栄弘の請来した麗版は六、六〇〇巻余のもので、袋綴本である点、他

に類例をみぬものと云つてよかろう。

慶長一四年三月に麗版大蔵経を献じた円成寺に対して、慶長七年八日の朱印一三〇石に更に一〇五石を加増し、以後円成寺は二三五石の朱印を保障される事になつた。同一六年五月に至り、両者の検地が行われた。

忍辱山円成寺在之一切経、去慶長拾四箇歳、大　御所様五被　召上候、為其御褒美重而寺領百五石可付旨、今度大　御所様、於京都被　仰出、依其二取前百三拾石、御加増百五石、高都合弐百三拾五石、於和州添上郡忍辱山村内、自今已後可有収納候、田地割之目録別紙一冊在之、但重而百五石付候御黒印、去月十七日ニ被成下大久保石見守奉之、仍如件。

慶長拾六辛亥年　　鈴木左馬助判

五月廿三日

右によれば一〇五石の麗版による加増は二年後の四月一七日奈良町奉行大久保長安に下達されて承認されたものの様であり、元和三年七月二一日に於いても朱印によつて二三五石が再確認せれている。

家康の増上寺経蔵建立とその充実をはかる大蔵経の蒐集は、当寺麗版をもつてその嚆矢とするのであるが、現に増上寺経蔵に珍蔵せられ、重要文化財に指定をみているものに、本蔵経の外に、慶長一五年伊豆修禅寺より召上げた元版大蔵経、同一八年近江国伊香郡の菅山寺より献ぜしめた宋版大蔵経がある。[33] 前者は四〇石、後者は五〇石の朱印を加増せられたが、両者に比して円成寺が優遇せられたのは、一乗院尊勢の助力に依る点と、その先例を開くものであつたからであろうが、文明一四年に栄弘により請来せられたという由緒明白なる伝来にも依る為であろう。

大蔵経によつて一段と経済的に安定をみるに至つた当寺は、文正の炎上以前の寺勢の隆昌には比すべきもなかつたけれども、興福寺一乗院末として、極楽院・来迎院等二四ケ院をもつて構成され、[35] 徳川時代末に及んだのである。

猶麗版を献じた当寺には他に内典がなかつた訳ではなかつた。それは聖謨が宋版を巡視の節一見している事によつても明かであり、又現に享保元年八月穀旦の墨書銘を有する「新奉造作一切経律論蔵庫」の経蔵棟札が現存している。これには「五〇四八巻大蔵尊経」の注記もある点からすれば、開元釈経目録による一切経の存在が確認せられるが、その原本は殆ど散失して実態を明かにし得ない。

文正元年閏二月の兵火に依る当寺炎上と、再興を機縁として栄弘阿闍梨によつて求請せられた麗版大蔵経は、以上の如く慶長一四年に至り増上寺経蔵に移されるに至つたが、我国に散在する宋・元・麗版の全てが、その経歴由緒の明白にし得ぬものであるのに対して、本蔵はその一部が幕末に致つて補充されたとはいい乍ら、その大半が栄弘求請の確証を認知し得る点、史上稀れなものと云つて過言ではなかろう。

七　結　言

一五世紀後半、応仁・文明年間における日鮮交渉に重要な位置を占めた麗版大蔵経に就いて考えてみた。特に本稿は近年に至り奈良市に編入をみた忍辱山円成寺に曾て収蔵せられ、現に東京・増上寺に珍蔵せられている麗版について考察を試みたのである。

応仁・文明の大乱は社会機構に於いても、経済上に於いても大きな変革を与え、守護大名の間においても栄枯盛衰が顕著にみられる事は衆知の処である。応仁・文明の動乱に直面した寺社の再興修理が、単に国内を対照とする勧進にとどまらずに、足利将軍や山名・斯波・大内氏等の有力なる守護大名の勘合符を得て、朝鮮にその助縁を求めたのであるが、李朝朝鮮は当時我国が兵馬倥偬に明け暮れていたのに対して、猶隆昌期にあり、誠に対照的であつた。文明二年（成宗元、一四七〇）八月足利義政は政所伊勢政親をして軍需品として綿布類・米等の助援を乞うたが、釜山浦に於いてこれ等の物資を掠奪された事件も生じ、本稿で述べた大内政弘の如くに軍事援助を口実として堂々と軍需物資の要求を申出るものもあつた事は、応仁・文明の内乱による我国内の生産力の急激な低下を示すと共に、反面かかる物資の輸入によつて莫大な利潤を得んとするものであつた。朝鮮貿易者の分布が対馬居住の宗氏一族等は、対馬の特殊性よりも群を抜いた地位を占めているのは、肥前・壱岐地区と共に当然であるが、成宗朝に於いて特に本土居住者の貿易者数が躍進しているのも、この動乱と密接な関係がある。寧ろ応仁・文明の乱を口実として、李朝朝鮮に生産品を求めんとする動向が顕著であり、文明五年頃には義政の使者をして「此図書非我国文也」といわしめた偽印を使用して往来する使節が多かつた事実に徴しても[27]、貿易の

利潤が戦乱の我国社会の生産力低下に反比例して追求せられたといい得よう。

麗版大蔵経輸入についても義天版以来、我国寺院・権門の垂涎する処であり、成宗朝のみに盛況をみた現象ではないが、応仁・文明の乱前後の我国情は、寺院炎上と再興の助援として回賜を乞うにはよき口実ともなつた事は否定出来ない。殊に李朝朝鮮にあつては、世祖朝を除いて、新羅・高麗二朝の傾国の要因は一に仏教信仰の弊害に起因する所として、儒教立国を以て国政の大本とした為に、仏教といい大蔵経といい、それは害有つて益無き存在であつた。成宗朝に於ける海印寺大蔵経板堂の修覆に関する事件は、単的にそれを示しているわけで、大蔵経を以て鎮護国家の象徴とし、国宝と感取した我国情とは正に雲泥の差があつたわけである。六千数百巻という大蔵経は善隣外交の引出物としては、大国を自認した朝鮮の襟度を示す恰好なものであつたといえよう。かかる両者の対比を東山文化の荷担者としての義政に、一方成宗の対仏教政策によつて明かにしたわけである。李朝朝鮮特に成宗朝における彼国情が詳かに把握出来なかつたのは、世祖の時の外交使節である日本通信使が遭難して以来、成宗朝に於いても再三計画され乍ら、我国情に左右されて実行に移されずに終止した事が最大の原因であろう。それに反して、成宗にあつては、我国の守護大名や対馬宗氏等の使臣により、日本の情勢を案外速かに、且正確に探知する事が出来た。例えば応仁・文明の乱は、文明二年（成宗元年）八月伊勢政親の使人や一二月に到つて対馬の平茂続により伝えられ、同五年九月には畠山義勝の使人によつて詳細が報告せられている（成宗実録巻三四、成宗四年九月庚寅ノ条）。我国の李朝に対する誤認は、新羅・高麗両朝の崇仏政策の先入観により、これを継承した李朝に於いても崇仏を国策と誤認したためで、事実国書の悉くは禅僧によつて起草された事によつても明かであろう。かかる李朝朝鮮に対する誤認は、仏教を以て三国共通の宗教と認識していた我国の為政者をピークとする守護大名によつて、寺院勧進船の頻発となつて示現された。文明一四年の円成寺勧進船も、この様な彼我の国情を理解することによつて、その意義が再確認出来ると思う。

特に本稿に於いては、諸寺社の勧進船が派遣せられ、大蔵経の将来が行われた事は史上明かな処であるが、この応

仁・文明年間は勿論、麗版大蔵経が何時・誰によつて将来せられたものであるか、現存する諸寺所蔵のもので確認出来るのは絶無である。この点栄弘によつて求請将来された円成寺の麗版大蔵経は、現に東京・増上寺に伝えられ、麗版研究に有力な指針を与えるものであり、猶最後にとりあげた栄弘の入鮮に関する米銭の散用状といい得る二合船残録は、文明年間のものとしては特に稀少な断片であり、その全貌は窺知出来ないにしても、高麗船の実態を把握する上に於いては勿論、当時の堺・兵庫・下関に至る瀬戸内海航路、海運の研究に資する点が多いと思う。

① 『歴史地理』七二巻二号・竹内理三氏「中世寺院と外国貿易」四・寺院勧進船の経営参照。

② 李朝に対して軍資を要求した例は成宗元年八月に足利義政が伊勢政親をして、又大内政弘が成宗二四年八月にみられる。

③ 田中健夫氏著『中世海外交渉史の研究』所収「第三・李氏世宗朝における日鮮交通の諸問題」参照。

④ 田中氏前掲書所収六八頁参照。猶氏は『日本文化史大系』(室町時代)八五頁にも明示されている。

⑤ 応仁記巻三・洛中大焼亡之事。

⑥ 芳賀幸四郎氏著『東山文化の研究』所収東山文化荷担者の教養と世界観・足利義政の宗教生活と世界観参照。

⑦ 竹内氏前掲論文。『青丘学叢』三所収川口卯橘氏「大蔵経板求請と日鮮交渉」等。

⑧ 忽滑谷快天氏著『朝鮮禅教史』・旗田巍氏著『朝鮮史』第五章第二節参照。

⑨ 成宗実録巻四四・成宗五年閏六月癸丑ノ条・芸文館副提学任士洪等上疏参照。

⑩ 成宗実録巻九八・成宗九年十一月丁亥ノ条・弘文館副提学成俔等の上疏。同録巻一六七・成宗一五年六月壬申ノ条・侍講官金応箕啓等随処に見られる。

⑪ 燕山君日記巻一・燕山君即位年一二月庚辰・辛巳・壬午ノ条参照。

⑫ 忽滑谷快天氏著『朝鮮禅教史』第四編第三章参照。

⑬ 成宗実録巻二〇九・成宗一八年十一月癸卯の条参照。

⑭ 成宗実録巻二一三・成宗一九年二月癸丑の条参照。

⑮ 成宗実録二一三・成宗一九年二月丙子・壬子・甲寅・乙卯・丙辰ノ条参照。

⑯ 成宗実録巻二二九・成宗二〇年六月甲寅の条。成宗が海印寺経板堂重興に対して儒臣の猛烈な反対に直面した史実は、この前後に亙り再三に記録されている。

⑰ 竹内理三氏「中世寺院と外国貿易」・川口卯橘氏前掲論文、世宗実録巻二三参照。

⑱ 成宗実録巻三二・成宗四年八月甲申畠山義勝書状、同巻一八二・成宗一六年八月戊申大内政弘書状、等に屢々みられる。

⑲ 成宗実録巻二一三・成宗一九年二月癸丑の条、成宗実録巻一〇三・成宗一〇年四月癸卯・乙巳・丁未の条に見える。

⑳ 真福寺蔵・妙法蓮花経論優婆提舎巻末朱書に左の如く見える。

治暦四年戊申二月廿六日未刻小田原山寺迎接房移点已畢

仮名比丘経源

㉑ 井上光貞氏著『日本浄土教成立史の研究』三四三頁に高野山系の浄土聖として考察されている。教懐伝はこれ以外春日御流

記第二にもみらる。

㉒ 先年奈良県文化財に指定、奈良国立博物館に寄託。伝虚龍上人像という。坐像下面裏書に

忍辱山食堂安置像也古像者往年安置、今依評定奉額之、造立之年代不知也

于時文永七庚午六月十四日始新造之、勧進静念

一和尚　功匠堯慶

英源大法師

の墨書と、体内に藤原期の僧形像を納入している。この外鎌倉時代のものとして聖徳太子立像がある。

㉓ 文正元年潤二月炎上の記録はこの外大乗院日記目録にも記載されている。

㉔ 栄弘が当寺再興に尽粋していた事は、この永正八年の供養日記以外に「奉上棟文明四年林鐘二十六日辰大施主栄弘」の棟木墨書により明かである。

㉕ 和州郷士記所収寛政十年十一月狭川新之亟古市奉行所宛由緒書

㉖ 『大和文化研究』第五巻九号所収、堀池「室町時代における薬師長谷両寺再興と高麗船」について述べた。

㉗ この漢薬の分類并に効能等に関しては、武田薬品工業株式会社で、曾て正倉院薬物の研究に従事せられた渡辺武薬学博士の御教示に接した。厚く感謝の意を表する。

㉘ 円成寺所蔵文書・年月欠の書状断簡に高麗舟出立の由を承り「秘蔵仕り候宝物」を寄進したき由を述べた一文がある。

㉙ 成宗実録巻一〇・成宗二年四月辛亥の条、三浦のうち釜山浦に上陸した倭人は、

自釜山浦永川竹嶺忠州楊根、至京中十五日程

と規定されている。『歴史地理』五六ノ二・中村栄孝氏「倭人上京道路に就て」参照。

㉚ 成宗実録巻一四〇・成宗一三年四月丙辰の条参照。

㉛ 栄弘の渡鮮に要した月日は明かでないが、大蔵請来二合船残録のKに示した如く、十五月分として三石三斗の下行米が記載されている。文明十三年五月頃には義政との回賜に関する交渉がみられるから、七月に帰国とすれば、文明一四年二月潤を加算すれば、一五ヶ月になる。

㉜ 緑山三大蔵目録には「後土御門院文明中、和州忍辱山円成寺僧栄弘将来〆蔵=其寺一矣（中略）下= 命管山円成之寺一、致=其所蔵宋元高麗全本於東都一、各報賜=食邑若干地一」とみえ、緑山志には

此経は大和国忍辱山円成寺什本なり。慶長十四酉年三月十四日、依台命南都一乗院宮の指麾を以、蓮花院・遍照院を惣代僧として当山に納む（以下略）

と記され、増上寺においてはその伝来が明確に知られていた。

㉝ 増上寺・村上博了氏の御教示による。

㉞ 菅山寺旧蔵の宋版は本光国師日記第一〇・慶長一八年九月五日の条、緑山志巻二に委しい。

㉟ 円成寺蔵・略言志に依れば、徳川時代中期頃に極楽院・蓮華院・遍照院等学侶寺院一九ヶ院、承仕の院清源院五ヶ院の存在が認められる。

㊱ 成宗実録巻七・成宗元年八月己巳。同録巻一一・成宗五年二月甲申の条参照。

㊲ 成宗実録巻五〇・成宗五年一二月甲申・丙申の条。議政申叔舟が高野山西光院勧進船の正使正球に質疑した時に正球の返答として明記されているし、象牙勘合符の使用は、かかる奸偽を防止する為に行われた。

Ritsuryô 律令 in itself and to mark the latter against the former.

The period of this systematic transition consists in the *Jitô* 持統 dynasty when the central system of officials in *Ritsuryô* 律令 was completed.

General opinon is correct that the *Zakko* is personally lower than the *Shinabe* then the former studies did not explain clearly why the *Zakko* who was *Ryômin* 良民 in law was made a humble person.

I want to emphasize its military function as one of causes. *Shinabe-Zakko* 品部雑戸 system was organized on the basis of the *Zakko* 雑戸 who was given such a social function.

I will approach the problem by making clear the whole structure of this system.

Mediaeval Japan-Kaoli Relations and Kaoli Edition of Buddhist Scriptures

by

Shumpô Horiike

The civil wars in the *Ônin* and *Bunmei* 応仁・文明 eras reduced many Buddhist temples and Shinto shrines to ashes, and they were to be reconstructed one after another. Enough subscriptions for the reconstruction, however, could hardly be hoped for at home. On the other hand some people hankered for Kaoli copies of the Buddhist Scriptures. Neither were profits from trade remained unnoticed. Under these circumstances trading ships, called "Kaoli vessels", came to ply between Japan and Kaoli. In Kaoli under the *Li* Dynasty which was contemporaneous with our *Ônin* and *Bummei* eras, a national policy based on Confucianism was followed, and the Buddhist Scriptures were considered useless, if not harmful. For this reason, to give away Kaoli copies of them to the Japanese visitors was in line with Kaolis basic policy, and in addition would be taken for an act of magnanimity worthy of a great country.

A typical case of importing Scriptures into Japan was that by a "Collection ship" a trading ship, owned by the *Enjôji* 円成寺 Temple

in the 14 th year of the *Bummei* era. This import was conducted in connection with the reconstruction of the temple by *Eikô* born of the *Sagawas*, an influencial family in the north-easten part of the *Yamato* Province. Some fragmentary pages from the "Scripturs Inviting Ship" are saved from destruction and tell us how and where those on board purchased their food, thereby suggesting the route, they took to go to their destination. The scriptures thus brought are by good luck preserved at the *Zôjôji* Temple in Tokyo. This may be a rare occurrence which clarifies a history of Scriptures imported in the *Bummei* era.

Some Notes on the *Fu-P'ing* 府兵 System of the *T'ang* 唐 Dynasty

by

Hideo Kikuchi

This article is a part of the monograph 'The Military System of *T'ang* 唐 centering the *Kai-Yuan* 開元 and *Tien-Pao* 天宝 periods, the main part of the first chapter. I, here, treat the relation between common tax-payers as a basis of military service, or *Pai-hsing* 百姓 registered in the *Chou-hsien* 州県 census, and *Fu-P'ing* 府兵 (*Wei-che* 衛士) entered in the *Chün-fu* 軍府 register, and then the relation between (1) registers in *Chou-hsien* 州県 and *Chün-fu* 軍府, (2) the procedure of *Chü-fu* 軍府 register, (3) the conscription procedure, (4) the jurisdiction of *Chou-hsien* 州県 and *Chün-fu* 軍府, and (5) the conscription term of *Fu-P'ing* 府兵 in the so-called *Chü-fu-chou* 軍府州.

Owing to many students' accomplishments, I try to study some points as a basic work to use resources of military system from *Tun-Huang* 敦煌 and Turfan which were recently introduced, and the investigation of some special aspects of *T'ang* system at work may be a basis of studying the developing history of official system in China.